

令和2年4月

未成年後見人選任の申立ての手引

東京家庭裁判所

東京家庭裁判所立川支部

目次

| | |
|-----------------------|---|
| ◎標準的な手続の流れ | 1 |
| ◎申立必要書類チェック票 | 2 |
| 第1 未成年後見制度について | 3 |
| 第2 申立ての手続について | |
| 1 申立てをする家庭裁判所(土地管轄) | 3 |
| 2 申立てができる人(申立人) | 4 |
| 3 申立てに必要な書類 | 4 |
| 4 申立後の手続(調査) | 4 |
| 5 後見制度支援信託・後見支援預金について | 6 |
| 第3 未成年後見人の職務について | |
| 1 身上監護 | 6 |
| 2 財産管理 | 6 |
| 第4 後見監督について | |
| 1 後見監督とは | 7 |
| 2 家庭裁判所の許可が必要な場合 | 8 |
| 3 後見の終了 | 9 |

標準的な手続の流れ

申立て準備

この手引をお読みになり、申立必要書類チェック票に記載した書類の準備をしてください。

申立て

準備した書類を管轄の家庭裁判所(3頁)にお持ちいただくか、郵送で申し立ててください。

調査 (4頁)

申立人調査(面接)
後見人候補者調査(面接)
未成年者調査(面接)
親族への照会

審判

未成年後見人を選任した旨(または却下する旨)の審判書が郵送されます。
後見人に就任した旨が戸籍に記載されます。

初回報告 (6頁)

財産目録, 年間収支予定表, 遺産目録等を作成, 提出してください。

(審判日から1か月以内)

後見事務の監督(定期報告) (6~9頁)

後見の終了 (9頁)



申立必要書類チェック票

未成年者が複数の場合、未成年者1人につき1セットを提出してください。

戸籍謄本・住民票は、1人の子は原本を提出し、他の子はコピーの提出で結構です。

| | 必要書類等 | 取寄先 |
|---|--|--|
| 1 | <p>申立書類</p> <p><input type="checkbox"/> 未成年後見人選任申立書</p> <p><input type="checkbox"/> 申立事情説明書</p> <p><input type="checkbox"/> 親族関係図</p> <p><input type="checkbox"/> 未成年者の財産目録及びその資料</p> <p><input type="checkbox"/> 預貯金通帳のコピー <input type="checkbox"/> 保険証券のコピー</p> <p><input type="checkbox"/> 不動産の全部事項証明書</p> <p><input type="checkbox"/> 未成年者の収支状況報告書及びその資料</p> <p><input type="checkbox"/> 収入に関する資料のコピー</p> <p><input type="checkbox"/> 支出に関する資料のコピー</p> <p><input type="checkbox"/> 亡親等の遺産目録及びその資料</p> <p><input type="checkbox"/> 預貯金通帳のコピー <input type="checkbox"/> 保険証券のコピー</p> <p><input type="checkbox"/> 不動産の全部事項証明書 <input type="checkbox"/> 負債に関する資料のコピー</p> <p><input type="checkbox"/> 死亡退職金等に関する資料のコピー</p> <p><input type="checkbox"/> 後見人候補者事情説明書</p> | <p>以下の①～③のいずれかの方法で取り寄せてください。</p> <p>① 東京家庭裁判所後見センター又は同立川支部後見係の窓口</p> <p>② インターネット ※「東京家庭裁判所後見サイト」で検索してください。</p> <p>③ 郵送 ※角形2号(A4冊子が入るサイズ)の封筒の表にご自身の名前と住所を記載のうえ、210円分の切手を貼り、「未成年後見人選任申立セットの送付を希望する旨・ご自身の名前・電話番号」を書いたメモ書きと一緒に、家庭裁判所まで送ってください。 注意!!: マイナンバーの記載された書類を家庭裁判所に提出しないでください。特に財産や収支の資料を提出される場合はご注意ください。</p> |
| 2 | <p>戸籍謄本(全部事項証明書)</p> <p><input type="checkbox"/> 未成年者</p> <p><input type="checkbox"/> 後見人候補者</p> <p>◆外国籍の方は、戸籍謄本に代えて、住民票(国籍の載ったもの)を提出する。</p> <p>◆後見人候補者が法人の場合は、法人登記簿謄本(全部事項証明書)を提出する。</p> | <p>各自治体の担当窓口</p> <p>※郵送でも取り寄せることができます。取り寄せ方法については各種書類の取寄先にお問い合わせください。</p> |
| 3 | <p>住民票又は戸籍附票(世帯全部、省略のないもの)</p> <p><input type="checkbox"/> 未成年者</p> <p><input type="checkbox"/> 後見人候補者</p> | <p>各自治体の担当窓口</p> <p>※外国籍の方は、<u>国籍の記載されている住民票</u>を提出してください。 注意!!: マイナンバーの記載された書類を家庭裁判所に提出しないでください。</p> |
| 4 | <p><input type="checkbox"/> 親権を行う者がいないことを証する資料 (親権者が死亡した旨の記載がある戸籍謄本等)</p> | <p>戸籍謄本の取り寄せは、各自治体の担当窓口</p> |
| 5 | <p>利害関係人からの申立ての場合</p> <p><input type="checkbox"/> 利害関係を証する資料</p> | |
| 6 | <p>費用(申立時に納めていただきます)</p> <p><input type="checkbox"/> 収入印紙 800円</p> <p><input type="checkbox"/> 郵便切手 3,270円 (内訳 500円切手×3枚 100円切手×5枚 84円切手×10枚 63円切手×4枚 20円切手×5枚 10円切手×6枚 5円切手×2枚 1円切手×8枚)</p> | <p>郵便局など</p> <p>(印紙や切手は裁判所内の売店でも販売しています)。</p> |

※ 各事情説明書、財産目録、親族関係図はできるだけ詳しく記入してください。

※ 遺産が少なかったり、当面は遺産分割を考えていない場合も、亡親等の財産があれば、必ず遺産目録を作成してください。また、現在の財産がなくても、保険金や退職金など、親等の死亡により、今後受け取る財産がある場合も、遺産目録を作成してください。

第1 未成年後見制度について

未成年後見制度とは、未成年者の親権を行う者が、死亡、行方不明等でなくなったときに後見人を選任し、後見人が未成年者の身上監護や財産管理を行うことで、未成年者を保護する制度です。

家庭裁判所で後見人が選任されると、後見人は、原則として未成年者が成年に達する又は婚姻や養子縁組等により後見が終了するまで、後見事務を行い、その事務内容について裁判所に定期的に報告する義務を負います。

申立てのきっかけとなった当面の目的(保険金の受領や遺産分割など)が終了しても、後見人の職務が終わるわけではありません。

第2 申立ての手続について

1 申立てをする家庭裁判所(土地^{かんかつ}管轄)

申立ては、未成年者の住所地(未成年者が住民登録している場所)を管轄する家庭裁判所にしてください。

| 裁判所名 | 所在地, 電話番号 | 管轄区域 |
|----------------------------------|---|-------------------------------|
| 東京家庭裁判所 後見センター (庁舎2階) | 〒100-8956 千代田区霞が関1丁目1番2号 (中央合同庁舎6号館C棟) 03(3502)5359, 5369(直通) ・東京メロ 丸ノ内線, 日比谷線, 千代田線「霞ヶ関駅」 B1a出口(徒歩約1分) ・東京メロ 有楽町線「桜田門駅」5番出口(徒歩約10分) ・都営地下鉄 三田線「日比谷駅」A10出口(徒歩約10分) ・JR山手線, 京浜東北線「有楽町駅」 日比谷口(徒歩約15分) | 未成年者の住所 地が東京都23区 及び諸島 |
| 東京家庭裁判所 立川支部 後見係 (庁舎7階) | 〒190-8589 立川市緑町10番地の4 042(845)0322,0324(直通) ・JR「立川駅」北口(徒歩約25分) ・多摩都市モノレール「高松駅」下車(徒歩約5分) ・立川駅北口バス乗り場②番乗車 「裁判所前(下り)」下車(徒歩約1分) | 未成年者の住所 地が上記以外の 東京都の市町村 |

【受付時間】平日 8:30~17:00

2 申立てができる人(申立人)

未成年者の親族, 15歳以上の未成年者自身, 利害関係人(児童相談所長や里親等)です。

3 申立てに必要な書類

申立ての際には, 申立必要書類チェック票(2頁)の口にレをつけながら, 必要書類(発行後3か月以内のもの)が全て整ったことをご確認ください。必要書類が整っていれば, 手続きが早く進みます。

申立書類は裁判所が未成年後見人を選任する際に参考とする重要な資料ですので, 全て必ずご記入ください。

4 申立後の手続(調査)

(1) 申立人, 後見人候補者調査(面接)

家庭裁判所へ来ていただき, 申立てに関する事情を直接おうかがいします。日時は, 家庭裁判所から通知します。指定された日時の都合が悪ければ, ご連絡ください。

申立人には, 「申立事情説明書」等に基づいて, 申立てに至るいきさつ, 未成年者の生活状況, 財産状況及び未成年者の親族らの意向等について詳しい事情をおうかがいします。

後見人候補者には, 「候補者事情説明書」に基づいて, 後見人としての適格性に関する事情をおうかがいします。

(2) 未成年者調査(面接)

未成年者の意思及び心身の状況を確認するため, 未成年者には後見人候補者と共に家庭裁判所に来ていただきます。年齢や事案の内容によっては, 家庭裁判所調査官が家庭訪問をして未成年者と面接したり, 生活状況を観察させていただくこともあります。

(3) 親族への照会

未成年者の非親権者(親権者ではない親)や, 現に未成年者を監護したり, 財産管理をしたりしている親族に対して, 原則として, 照会書を送付するなどして意向を確認します。



申立後の取下げの可否

取下げは許可制になります。例えば, 「私が後見人に選ばれないなら取り下げます。」 「親族の事業資金として未成年者の金を借り入れることを認めてもらえないなら取り下げます。」というような理由では, 許可されません。

誰を候補者にするか？誰が選任されるか？

(1) 未成年後見制度の内容や後見人の職務を理解された上で責任をもって引き受けてくださる方を挙げてください。

(2) 次の人は、未成年後見人になることができません(欠格事由)。

- ① 未成年者
- ② 家庭裁判所で成年後見人等を解任された者
- ③ 過去に破産手続開始決定を受けたが、免責許可決定を受けていない者
- ④ 未成年者に対して訴訟をしたことがある者、その配偶者又は親子である者
- ⑤ 行方不明である者

(3) 家庭裁判所は、後見人の選任については、

- ① 未成年者の心身の状況、生活状況及び財産の状況
- ② 候補者の職業・経歴
- ③ 候補者と未成年者との利害関係の有無
- ④ 未成年者の意向

などの事情を総合して判断します。

そのため、**申立書に記載された候補者が必ず選任されるとは限りません。**家庭裁判所は、未成年者が多額の財産を所有していたり、多額の死亡保険金等の受領が見込まれたり、親族間で身上監護や財産管理の方針に大きな食い違いがあるような場合には**弁護士、司法書士等といった専門家を後見人に選任したり、親族等を後見人に選んだうえで、専門家を後見監督人として選任することがあります。**

(4) 後見人及び後見監督人に対する**報酬**は、家庭裁判所が付与の可否及び付与の金額を決定し、未成年者の財産から支払われます。(8頁参照)

5 後見制度支援信託・後見制度支援預金について

後見制度支援信託とは、本人の財産のうち、日常的な支払いをするのに必要十分な金銭を預貯金等として親族後見人が管理し、通常使用しない金銭について、信託銀行等に信託する仕組みのことです。また、後見制度支援預金とは、通常使用しない金銭を信託銀行等に信託することに代えて、信用金庫や信用組合等の金融機関で開設できる特別の口座(支援預金口座)に預け入れる仕組みのことです。後見制度支援信託や後見制度支援預金を利用すると、信託した財産や預け入れた財産を払い戻したり、信託契約や支援預金口座を解約したりするには、あらかじめ家庭裁判所が発行する指示書が必要となります。

未成年後見人選任事件について、流動資産が500万円以上の場合、後見制度支援信託や後見制度支援預金の利用を検討していただくことがあります。後見制度支援信託や後見制度支援預金の利用に適すると判断した事案については、専門家を後見人に選任し、信託契約の締結や支援預金口座の開設まで行ってもらうことがあります。その場合には、専門家の後見人に対する報酬が必要となります。

なお、後見制度支援信託については、裁判所のウェブサイト(<http://www.courts.go.jp/about/pamphlet/index.html>)から、後見制度支援信託に関するリーフレット(「後見制度において利用する信託の概要」)をダウンロードすることができますので、詳細はリーフレットをご覧ください。

第3 未成年後見人の職務について

後見人の主な職務は、未成年者の意思を尊重し、かつ、未成年者の心身の状態や生活状況に配慮しながら、**必要な「身上監護」及び「財産管理」**を行うことです。

1 身上監護

後見人は、未成年者が成年に達する又は婚姻や養子縁組等により後見が終了するまで、未成年者の生活や教育、就労についての援助をすることになります。

2 財産管理

未成年者に代わって預貯金に関する取引等、必要な法律行為を行います。未成年者の財産が他人のものと混ざらないように管理し、通帳や証書類を保管するほか、収支計画を立てます。財産管理の内容が分かるように、現金出納帳等に収支の日付及び具体的内容を記録します。

○最初の仕事(初回報告)

審判日から1か月以内に未成年者の財産調査を行い、財産目録、年間収支予定表、遺産目録を作成し、資料を添えて家庭裁判所に提出します。

○定期報告

定期的に家庭裁判所に報告し、家庭裁判所の監督を受ける(これを「後見監督」と言います。詳しくは、後記第4参照)。

後見人の責任について



後見人が未成年者の財産を管理する場合、法律上、後見人自身の財産を管理する以上の注意を払う義務があります(善良なる管理者の注意義務)。

したがって、たとえ親族であっても、「他人の財産を預かり、管理している。」と考えてください。未成年者の財産を後見人や親族の名義で管理したり、後見人や親族に贈与、貸与するなど、未成年者の不利益となるような管理、処分はできません。

また、遺産分割を行う際には、未成年者の法定相続分を確保していただく必要があります。

財産を不正に処分すると、損害賠償請求などの民事責任が生じます。また、後見人を解任されるだけでなく、業務上横領などの罪で刑事責任を問われることがあります。

第4 後見監督について

1 後見監督とは

家庭裁判所は、後見人が、その職務を正しく行っているかを確認するために、身上監護や財産管理について、定期的の後見人に報告を求めます。これを後見監督といいます。

後見人は、定められた報告期限までに自主的に報告しなければなりません。

なお、家庭裁判所の判断により、後見監督人が選任される場合があります。その場合には、原則として後見監督人の指示に従い、後見監督人に対して後見事務報告を行うこととなります。

～具体的には～

未成年者の生活状況等についての報告書、未成年者の財産目録及びその裏付けとなる資料(通帳や領収書などのコピー)を提出していただきます。必要に応じて、詳しい収支状況の報告や領収書などの証拠資料の提出が求められることがあります。普段から現金出納帳をつけ、収支の裏付けとなる領収書やレシート等を必ず残しておいてください。

期限までに提出がない場合、事情説明のための出頭を拒んだ場合、報告内容に大きな問題がある場合には、家庭裁判所は、弁護士、司法書士等を調査人に選任して後見事務の調査を命じたり、これら専門職を後見人や後見監督人に選任することがあります。さらに、任務違反を理由に後見人を解任することがあります。

2 家庭裁判所の許可が必要な場合

(1) 後見人と未成年者の利益が相反する(利害関係が生じる)場合

➡ 「特別代理人選任の申立て」が必要です。

特別代理人の選任が必要な行為の例

後見人と未成年者が共同相続人として遺産分割協議をする場合

後見人が未成年者の所有する不動産を買い取る場合

このような手続をとらずに、遺産分割等の利益相反行為をした場合、その行為は無効となります。

このほかの場合でも、判断に迷うとき(例:未成年者の重要な財産を処分する場合、多額の支出が予定される場合など)は、事前に家庭裁判所にご相談ください。

(2) 後見人の報酬を請求する場合

➡ 「報酬付与の申立て」が必要です。

後見人は、職務の内容に応じて、未成年者の財産の中から、一定の報酬を受け取ることができます。

- ・ 家庭裁判所が、報酬を付与するか否か、報酬額をいくらにするかを決定します。
- ・ 後見人は、報酬付与の審判がなされた後、認められた金額だけを未成年者の財産から受け取ることができます。
- ・ 報酬は後払いとなります。

このような手続を取らず、独断で未成年者の財産の一部を報酬として受け取ることはできません。

(3) 後見人を辞任する場合

➡ 「未成年後見人辞任許可の申立て」と
「未成年後見人選任の申立て」
の両方が必要です。

後見人は「正当な事由」がある場合に限り、家庭裁判所の許可を得て、後見人を辞任することができます。この場合、新たな後見人を選ぶ必要があるため、後見人の辞任を希望する後見人は、辞任許可の申立てと同時に、新たな後見人選任の申立てをしてください。

「正当な事由」があると認められる例

後見人が遠隔地に転居しなければならなくなった。

高齢や病気などの理由により職務の遂行に支障が生じた。

3 後見の終了

次の場合に未成年後見は終了します。

- 1 未成年者が成年に達したとき
- 2 未成年者が婚姻したとき
- 3 未成年者が死亡したとき
- 4 未成年者を養子とする養子縁組が成立したとき
- 5 未成年者と死亡した養親との間で死後離縁したとき
- 6 実親の親権又は管理権が回復したとき

未成年後見が終了した場合、後見人は、

- ① 後見終了後10日以内に後見終了の届出を市区町村役場にする必要があります。
- ② 管理していた財産を未成年者(未成年者が死亡した場合は相続人)に引き継ぐ必要があります。
- ③ 家庭裁判所に引継書を提出する必要があります。